

改定案			現行		
サーキュラー			サーキュラー		
整理番号 No.1-001			整理番号 No.1-001		
国土交通省航空局安全部安全政策課長 無人航空機安全課長 航空機安全課長			国土交通省航空局安全部安全政策課長 無人航空機安全課長 航空機安全課長		
件名：航空機及び装備品等の検査に関する一般方針			件名：航空機及び装備品等の検査に関する一般方針		
改訂履歴			改訂履歴		
令和 7 年 10 月 20 日 国空安政第 1611 号、国空無機第 261184 号、国空機第 436 号			令和 7 年 10 月 20 日 国空安政第 1611 号、国空無機第 261184 号、国空機第 436 号		
令和 年 月 日 国空安政第 号、国空無機第 号、国空機第 号					
目次			目次		
(中略)			(中略)		
第I部 耐空証明関係			第I部 耐空証明関係		
(中略)			(中略)		
2-1 国産航空機の新規耐空証明検査			2-1 国産航空機の新規耐空証明検査		
(1) (略)			(1) (略)		
(a)検査の概要 (略)			(a)検査の概要 (略)		
(b)提出書類			(b)提出書類		
規則第12条の2第2項の表に定める添付書類区分	左欄の書類、図面等の内容		規則第12条の2第2項の表に定める添付書類区分	左欄の書類、図面等の内容	
	提出を必要とするもの	提示を必要とするもの		提出を必要とするもの	提示を必要とするもの
1.航空機基準適合証	航空機基準適合証（検査希望時期以前15日以内に交付を受けたものに限る。）		1.航空機基準適合証	航空機基準適合証（検査希望時期以前15日以内に交付を受けたものに限る。）	

	2.飛行規程	飛行規程 (既に承認を受けているものと同一の場合は、飛行規程の提示又は基本飛行規程及び追加飛行規程の表紙等の写しの提出でもよい。) (付録I-2、5-2項参照)	
	3.航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類	以下の事項(型式証明を受けた形態から変更されていないものを除く。)を記載すること。ただし、当該事項が飛行規程に記載されている場合は、当該飛行規程をもって、本書類に代えることができる。 (1) 航空機の自重及び重心位置 (2) 装備品の名称、重量及び重心位置 (3) 燃料タンクの使用可能量及び重心位置 (4) その他	
	4.前3号に掲げるもののほか、参考事項を記載した書類	(1) 登録証明書の写し(日本の国籍を有していない航空機を除く) (2) 航空機現況表(様式I-1) (3) 航空機経歴表(様式I-2) (4) 耐空性改善通報実施状況(様式I-3) (5) 飛行規程の状況(様式I-4) (6) 運用様式限界及び無線航法機器等 装備状況表(様式I-5)	
(中略)			
3. 耐空証明関係手続き			

	2.飛行規程	飛行規程 (既に承認を受けているものと同一の場合は、飛行規程の提示又は基本飛行規程及び追加飛行規程の表紙等の写しの提出でもよい。) (付録I-2、5-2項参照)	
	3.航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類	以下の事項(型式証明を受けた形態から変更されていないものを除く。)を記載すること。ただし、当該事項が飛行規程に記載されている場合は、当該飛行規程をもって、本書類に代えることができる。 (1) 航空機の自重及び重心位置 (2) 装備品の名称、重量及び重心位置 (3) 燃料タンクの使用可能量及び重心位置 (4) その他	
	4.前3号に掲げるもののほか、参考事項を記載した書類	(1) 登録証明書の写し (2) 航空機現況表(様式I-1) (3) 航空機経歴表(様式I-2) (4) 耐空性改善通報実施状況(様式I-3) (5) 飛行規程の状況(様式I-4) (6) 運用様式限界及び無線航法機器等 装備状況表(様式I-5)	
(中略)			
3. 耐空証明関係手続き			

3-1 申請書の記載要領及び申請書類の提出先 (1)耐空証明申請書の記載要領 (a) (略) (b) (略) (c)航空機の種類、国籍記号及び登録記号、登録番号、型式、型式証明書番号、製造番号、製造年月日、最大離陸重量、耐空類別、適用される法第10条第4項の基準、製造者氏名又は名称、製造者住所、所持する耐空証明書番号及び有効期間検査を受検する際に提出する書類等と整合するものでなければならない。 なお、耐空類別について「航空法施行規則の一部を改正する省令（令和3年省令第13号。以下「令和3年一部改正省令」という。）」の施行（令和3年3月31日）の前に型式証明、耐空証明又は国際民間航空条約の締約国たる外国による型式証明その他の行為がなされた航空機であって、令和3年一部改正省令による改正後の規則附属書第一に規定する耐空類別が「飛行機 普通 N」に当たるものは、型式証明データシート上の耐空類別が「飛行機 曲技 A」、「飛行機 実用 U」、「飛行機 普通 N」又は「飛行機 輸送 C」のいずれかに該当する場合であっても、令和3年3月31日以降に耐空証明を申請する際には、耐空類別を「飛行機 普通 N」として申請すること。この場合、航空局は耐空証明書上の耐空類別を「飛行機 普通 N」と記載した上で交付する。 なお、日本の国籍を有していない新造機を輸出する場合は、国籍記号及び登録記号、登録番号は記載する必要はない。	3-1 申請書の記載要領及び申請書類の提出先 (1)耐空証明申請書の記載要領 (a) (略) (b) (略) (c)航空機の種類、国籍記号及び登録記号、登録番号、型式、型式証明書番号、製造番号、製造年月日、最大離陸重量、耐空類別、適用される法第10条第4項の基準、製造者氏名又は名称、製造者住所、所持する耐空証明書番号及び有効期間検査を受検する際に提出する書類等と整合するものでなければならない。 なお、耐空類別について「航空法施行規則の一部を改正する省令（令和3年省令第13号。以下「令和3年一部改正省令」という。）」の施行（令和3年3月31日）の前に型式証明、耐空証明又は国際民間航空条約の締約国たる外国による型式証明その他の行為がなされた航空機であって、令和3年一部改正省令による改正後の規則附属書第一に規定する耐空類別が「飛行機 普通 N」に当たるものは、型式証明データシート上の耐空類別が「飛行機 曲技 A」、「飛行機 実用 U」、「飛行機 普通 N」又は「飛行機 輸送 C」のいずれかに該当する場合であっても、令和3年3月31日以降に耐空証明を申請する際には、耐空類別を「飛行機 普通 N」として申請すること。この場合、航空局は耐空証明書上の耐空類別を「飛行機 普通 N」と記載した上で交付する。
(中略)	(中略)
付録I-1 航空機現況表等の記載要領 1～2 (略) 3.記入要領 3-1 一般 (1)年月日は西暦表記とし、例えば「2000/02/01」と記入する。	付録I-1 航空機現況表等の記載要領 1～2 (略) 3.記入要領 3-1 一般 (1)年月日は西暦表記とし、例えば「2000/02/01」と記入する。

(2)使用時間は、時間と分の間に「+」を挿入し、例えば400時間5分は「400+05」と記入する。 (3)選択形式のものは該当する個所に「レ」を記入する。 (4)当該航空機に該当しない部分は空欄のままとする。 (5)日本の国籍を有していない新造機を輸出する場合は、登録欄、登録記号は記載する必要はない。	(2)使用時間は、時間と分の間に「+」を挿入し、例えば400時間5分は「400+05」と記入する。 (3)選択形式のものは該当する個所に「レ」を記入する。 (4)当該航空機に該当しない部分は空欄のままとする。
(中略)	(中略)
附則（令和 年 月 日 国空安政第 号、国空機第 号、国空無機第 号） 1. 本サーキュラーは、令和 年 月 日から適用する。	
本サーキュラーに関する質問・意見については、下記に問い合わせること。 （1）第Ⅱ部、第Ⅲ部、第Ⅴ部、第Ⅵ部関係 国土交通省航空局安全部航空機安全課 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話番号 03-5253-8735 （2）第Ⅰ部、第Ⅳ部関係 国土交通省航空局安全部安全政策課航空機検査官 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話番号 03-5253-8737 国土交通省航空局安全部無人航空機安全課 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話番号 03-5253-8615	本サーキュラーに関する質問・意見については、下記に問い合わせること。 （1）第Ⅱ部、第Ⅲ部、第Ⅴ部、第Ⅵ部関係 国土交通省航空局安全部航空機安全課 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話番号 03-5253-8735 （2）第Ⅰ部、第Ⅳ部関係 国土交通省航空局安全部安全政策課航空機検査官 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話番号 03-5253-8737 国土交通省航空局安全部無人航空機安全課 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話番号 03-5253-8615